

身体障害者手帳の再交付申請について (15歳未満)

1. まず現在所持している身体障害者手帳の程度変更や障がいの追加等が必要か身体障害者福祉法の指定医に相談してください。その結果変更や障がい追加の該当になる場合に再交付申請ができます。診断書は**指定医**に記入していただくよう依頼して下さい。あなたにお渡しする診断書は次のものです。

- | | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 視覚 | <input type="checkbox"/> 聴覚音声言語そしゃく | <input type="checkbox"/> 肢体不自由 |
| <input type="checkbox"/> 心臓 (児童・成人) | <input type="checkbox"/> じん臓 | <input type="checkbox"/> 膀胱・直腸 |
| <input type="checkbox"/> 小腸 | <input type="checkbox"/> 呼吸器 | <input type="checkbox"/> 免疫 |
| <input type="checkbox"/> 肝臓 | | |

2. 身体障害者手帳再交付申請に必要なもの

- ① 身体障害者手帳再交付申請書 (※15歳未満は保護者が申請者となります。)
- ② 診断書 (6ヶ月以内に作成されたもの)
※破損・紛失による再交付の場合には不要
- ③ 本人の写真 タテ4cm ヨコ3cm のものを 1枚
※1年以内に撮影され、脱帽しているもの。
※顔がはっきりわかれば証明用の写真でなくてもよい。
- ④ 印鑑
- ⑤ マイナンバーに関する書類※裏面をご覧ください。

※ 以上のものを全部そろえて、障がい福祉課に提出して下さい。

提出書類は県で審査します。通常、申請から交付まで2ヶ月程度の日数がかかります。手帳が県から届き次第、お手紙でお知らせします。新しい手帳を交付するときに、今お持ちの手帳を返還していただきます。

手帳再交付申請時には、この用紙をいっしょにお持ちください。

右の欄に受付印を押してお渡しします。

【問い合わせ先】

鎌ヶ谷市 障がい福祉課 支援係

TEL 445-1141 (内線787・708)

FAX 443-2233

(〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1)

手帳申請書受付印

身体障害者手帳申請時の個人番号の確認について（15歳未満）

マイナンバー制度の導入に伴い、身体障害者手帳を申請する際に、申請書に手帳の交付を希望される**お子様の個人番号**の記載が必要となります。

その際、窓口で個人番号の確認と身元確認をさせていただきます。以下のものをご持参ください。

<申請者（保護者）が窓口に来る場合>

- 1 手帳の申請を希望されるお子様の個人番号に関する以下の書類のいずれか
 - ① 個人番号カード
 - ② 通知カード又はその写し
 - ③ 個人番号が記載された住民票

- 2 申請者（保護者）の身元を確認する書類のいずれか
 - ① 運転免許証・パスポートなど顔写真付のものなら1点
 - ② 健康保険証、年金手帳、公的な証書など i 氏名・ii 生年月日又は住所が記載されているものなら2点

<申請者以外の方が窓口に来る場合>

- 1 手帳の申請を希望されるお子様の個人番号に関する以下の書類のいずれか
 - ① 個人番号カード
 - ② 通知カード又はその写し
 - ③ 個人番号が記載された住民票

- 2 来所者の身元を確認する書類のいずれか
 - ① 運転免許証・パスポートなど顔写真付のものなら1点
 - ② 健康保険証、年金手帳、公的な証書など i 氏名・ii 生年月日又は住所が記載されているものなら2点

- 3 代理権を確認する書類のいずれか
 - ① 委任状
 - ② 申請者の健康保険証や年金手帳・その他官公署等から本人に対し発行された書類を1点